

「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」の主張の正当性の検証

文教大学 情報学部 経営情報学科 4年
AOP21183 茂木 豊

1章 はじめに

以前私は『マガジン』という週刊少年漫画雑誌を毎週購読していました。ある日いつもの通り『マガジン』を読もうとしたところ、「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」（以後、考える会に省略）という団体による緊急アピール文が見開き2ページにわたって掲載されているのに気付きました。このアピール文には、新古書店や漫画喫茶における作品の購入や利用の代金が、作家に全く還元されない現在のシステムが作家活動と漫画文化への脅威となっている、といった内容が書かれていました。最初にこの記事を読んだときは、ただ単純に漫画文化の未来を危惧しただけでした。しかし私はこのアピール文を読むまで、コミックの売上が新古書店・漫画喫茶の繁栄が原因で落ち込んでいるなどという話は、一度も耳にしたことはありませんでした。そのため、あとになってよく考えてみると、このアピール文における主張は本当に正しいことを述べているのか、という疑問が浮かび上がってきました。そしてこの疑問を少しでも解消したいと考えたのが、今回の研究における研究動機です。

私は無類の漫画好きなので、漫画を読むためなら今まで新古書店や・漫画喫茶も普通の本屋と同様に大いに利用してきました。もしこの団体の主張が認められ、今後新古書店や漫画喫茶が規制されていくことになると、手軽に安値で漫画を買ったり読んだりすることができなくなってしまうので、大変困ります。だからといって、漫画文化が衰退してしまっても決して私が望むところではありません。そこで本研究では新古書店・漫画喫茶と考える会双方にとってより良い結果がもたらされるようにするために、考える会の主張の正当性を検証し、現状ではどこに問題が生じているのかを明確化し、浮かび上がった問題を解決、または改善するための案を提案します。

考える会の主張の正当性を検証するにあたって、本研究では3つの側面（数理的・法律的・定性的）からアプローチを行っていきました。その結果、法律的側面からのアプローチでは、考える会は今後閲覧の規制に関する条文を盛り込んだ新たな権利を適用させることを目標に、活動していくべきだということが分かりました。続いて数理的・定性的側面からのアプローチでは、新古書店・漫画喫茶は漫画業界を脅かしていないということがわかったので、今後考える会は新古書店や漫画喫茶に対して営業抑制を働きかけていくことはやめるべきだという結論を得ることが出来ました。またこの他にも定性的な側面からのアプローチでは、今後考える会、強いては漫画業界全体が取り組んでいくべき課題は、コ

ミック作家一人一人が作品の質の向上についてもっと意識を高めていくことができるよう働きかけていくことだということも分かりました。

この論文では2章で現在の状況と問題を整理します。3章では「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」の主張の正当性を検証するために、どういったアプローチ方法を用いたのかについて説明します。4章では法律的な側面からアプローチを行います。5章では数理的な側面からアプローチを行います。6章では5章で解明しきれなかった問題を、定性的な側面からアプローチを行うことによって明らかにします。そして最後に7章では、考える会と新古書店・漫画喫茶の今後の在りかたについて説明します。

2章 現状と問題点

2000年4月26日に、「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」(以後、「考える会」に省略)という団体が発足しました。考える会は約80名のコミック作家と10数社の出版社によって形成されており、新古書店^{注1}や漫画喫茶が現在のような大規模ビジネスとして展開していくと、利益が作家に還元されない状況が続き、作家の創作にかけた努力と成果がないがしろにされると述べています。そして、このままでは漫画文化を支える仕組みが壊されていってしまうと読者に主張し、これら新古書店や漫画喫茶に対して抗議の声を挙げています。(アピール文の内容は付録1を参照して下さい。)

また、音楽CDやビデオは貸し借りをを行う際には著作権法の規定等により、創作した人達の利益を擁護する措置がとられているのに対して現在の著作権法では、コミックスにこういった措置が認められていないのはおかしいと、現在の著作権法に関しても不満の声を挙げています。

考える会の発足から3年ほど経った今でも、新古書店・漫画喫茶の売上による利益は全く作家や出版社に還元されていない状況が続いています。ただ漫画喫茶に関して言えば今年2003年の5月に経済産業省の仲介で、考える会・日本複合カフェ協会(漫画喫茶・インターネットカフェなどの業界団体)・日本雑誌協会(出版社団体)の3団体の間で、「カフェ協会は対価の一部を漫画文化の発展のために還元する」という内容の、考える会にとっては有利な暫定合意書が作成されました。しかし、この暫定合意書の内容には不透明な部分が多く、未だ日本複合カフェ協会と考える会の間では論争が続いているのが現状です。

今後もし本当に考える会が主張する通り新古書店や漫画喫茶が原因でマンガ文化が衰退していってしまえば、マンガを愛する全ての人にとって大変憂慮すべき事態であるといえます。しかし逆にこの団体の主張が認められ、新古書店や漫画喫茶が今後抑制されてしまうことになったとしても、手軽に安値で漫画を読んだり手に入れたりすることが出来なく

なってしまう、それもまた困る人が沢山出てきてしまうこととなります。

そこで本研究では新古書店・漫画喫茶と考える会双方にとってより良い結果がもたらされるようにするために、考える会の主張の正当性を検証し、現状ではどこに問題が生じているのかを明確化し、浮かび上がってきた問題を解決、または改善するための案を提案します。

3章 アプローチ方法

この章では考える会の主張の正当性を検証するためにどういったアプローチ方法を用いたのかについて説明します。

考える会は現在の著作権法に対して異議を申し立てており、もし法的にコミックが十分に保護されていれば、考える会のような抗議団体が発足されるようなこともなかった可能性が考えられます。そこで私は考える会の正当性を検証するためにはまず、法律の側面（特に著作権に関して）からアプローチする必要があると考えました。現在著作権法はどうなっているのかを最初に調べ上げ、その後考える会が主張する通り現在の著作権法にはどこか誤りが生じているのか等を検証した上で、何か改善案はあるのかを模索します。この内容は次の4章で詳しく説明します。

また、考える会はアピール文の中で、「新古書店や漫画喫茶が、大規模ビジネスとして展開していくと、（利益が作家に還元されない状況が続き、）漫画文化を支える仕組みが壊され、作家の創作にかけた努力と成果がないがしろにされる」と述べています。要するに考える会は「漫画が売れないのは新古書店や漫画喫茶の繁栄が原因である」と主張したいのだと、私は解釈しました。この主張が本当に正しいのかどうかを確認するために、まず始めに近年のコミックの発行部数や売上部数等をグラフ、又はデータに表していくことにします。そして導出された結果を考察することによって、本当に考える会が主張している通り新古書店・漫画喫茶の繁栄はコミック業界に多大な経済的損失を齎しているのかどうかを確かめることにします。この内容は5章で詳しく説明します。

4章 法律的側面からのアプローチ

この章では法律の側面から考える会の主張の正当性を検証していきます。

4 - 1 考える会の法律に対する主張における問題の明確化

考える会の主張の正当性を法律の側面から検証するためにはまず、考える会が現在の法律のどの部分に異議を申し立てており、また改善を望んでいるのかを明確にしなければなりません。そこで一度考える会のアピール文の中でも、特に法律に触れる事柄が書

かかれている部分を抜粋して以下に記述してみることにします。

「音楽CDやビデオの場合は、貸し借りする際などに、著作権法等の規定により、創作した人らの利益を擁護する措置がとられることになっています。ところが、現在の著作権法では、コミックスにはこの措置が認められていないのです。」

この文章を見ると、考える会は著作権法の中の貸し借りに関する規定に対して異議を申し立てていることが分かります。現在著作権法の中で著作物の貸し借りに関する規定は、著作権法第26条の3に記されている貸与権しか存在しません。つまり考える会はこの貸与権に対して異議を申し立てており、また改善したいと考えていることとなります。そこで次の4-2では、現在貸与権の内容はどのようなになっているのかを説明することにします。(ちなみに新古書店では売買しか行われておらず、貸与権は全く関係しません。よって今回問題の焦点となるのは漫画喫茶のみということになるので、本研究では新古書店と著作権の関連性は取り上げません。)

4 - 2 貸与権

ここでは貸与権の内容について説明します。

現在貸与権の条文は以下のようになっています。

<貸与権>

第二十六条の三 著作者は、その著作物(映画の著作物を除く。)をその複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

この条文を見る限りでは、貸与権は全ての著作物(但し、映画の著作物であるビデオは除く。^{注2})に対して認められているというように解釈することができます。それなのに何故コミックには貸与権が認められていないのでしょうか。これは貸与権の条文の中のある例外措置が原因と考えられます。例外措置の内容の条文は以下のようになっています。

<書籍等の貸与についての経過措置>

附則 第四条の二 新法第二十六条の三の規定は、書籍又は雑誌(主として楽譜により構成されているものを除く。)の貸与による場合には、当分の間、適用しない。

この条文にはコミックを含む書籍には貸与権は当分適用されないと記されています。

貸与権は昭和59年の著作権法一部改正の際に創設された権利であり、創設のきっかけはレコードレンタル業の急速な広まりによるものであったとされています。

ここで1つ気になることがあります。日本には昔から貸し本屋という職業が存在しているのですが、何故こちらにはレコードレンタル業のように法整備の配慮がなされなかったのでしょうか。これには貸与権が創設された当時のレコードレンタル業と貸し本業の経済的・歴史的背景が密接に関係しています。そこで次の4-3ではレコードレンタル業には貸与権が認められたのに対して、何故コミックを含む書籍には認められなかったのかを、貸与権の創設過程に沿って説明していきます。

4-3 貸与権の創設過程と貸与権が書籍に認められない理由

ここで記述している内容は、Web『特集:漫画喫茶と著作権を考える』から引用したものです。<http://www5b.biglobe.ne.jp/~kouji/mkissal.htm>

世に初めてレコードレンタル店が登場したのは、貸与権が創設された昭和59年から遡ること4年前の昭和55年の6月頃でした。その後レコードレンタル店は急速に拡がり、レンタルしたレコードから個人がテープダビングするという利用スタイルによって、レコード業界の売上に影響するようになりました。日本レコード協会が昭和56年に行った調査では、レンタルレコード利用によるレコード購入量の減少は約33%でした。また、レコードレンタルをテープに録音している人は97.4%でした。

昭和56年にはこの事態を重く見たレコード会社13社などがレコードレンタル店大手4社に対して、昭和57年には日本音楽著作権協会がレコードレンタル最大手の会社を相手取り、それぞれ訴えを起こしました。当時の著作権法には、貸与に関する規定は映画の著作物を対象とした頒布権しかありませんでした。そこで著作権者側は「顧客による複製を前提とするレコードレンタル業は著作権上の複製権を侵害する」という理屈を用いて、裁判に臨みました。結果は著作権者側の勝訴に終わりました。

さらにこうした訴訟と並んで、権利者側はレコードレンタルの規制の立法化を働きかけていきました。昭和57年に自民党文教部会に著作権問題プロジェクトチームが設置され、同年に議員立法の形で国会にレコードレンタル規制のための法案が提出されました。文化庁も著作権法の一部改正を企画していたため、貸与権が成立されるまでの暫定措置法として昭和58年に「商業用レコードの公衆への貸与に関する著作物等の権利に関する暫定措置法」が成立しました。

以上のような経緯を辿って昭和59年に遂にレコードに貸与権が認められることになりました。この時、書籍に関しても貸与権を認めるかどうか国会等で審議されたのですが、結局認められることにはなりませんでした。それには以下の3つの理由が挙げられました。

- ・ レコードと異なり、書籍その他の出版物の場合は長い年月に渡って貸与による利用が自由に行われてきたという歴史的経緯を配慮したこと
- ・ 貸し本などが出版流通に影響を及ぼし、著作者の利益を著しく損なうという利用の実態がなかったこと
- ・ 貸し本に権利が働くにしても実際の権利行使のための集中管理体制が整っていなかったこと

貸与権が創設されてから20年近く経った今でも、貸与権の内容は未だ改正されていません。

4 - 4 漫画喫茶と著作権

ここでは漫画喫茶に著作権法を適用できる可能性の有無について説明します。

現在著作権法の中には様々な権利が存在しています。具体的に例を挙げると主に譲渡権、複製権、上映権、頒布権、貸与権などが挙げられます。漫画喫茶に著作権を適用させようとする上でまず重要なのは、漫画喫茶の営業形態（顧客が有料で店内にある漫画を、ある一定の時間内で自由に閲覧できるシステム。）は著作権法の中のどの権利に属するのかということです。上映権や頒布権は映画の著作物に関してだけ認められている権利なので、とりあえず漫画喫茶には関係ありません。（現在ビデオやDVDも貸し出ししている漫画喫茶が存在しますが、本研究ではコミックに関する問題を題材としているので、ここでは取り上げません。）譲渡権は商品の売買において適用される権利であり、複製権は著作物を模写する際において適用される権利であるから、この2つも漫画喫茶には関係ありません。その他どの権利も、貸与権を除いてはあてはまるものが存在しませんでした。

このように考えていくと、漫画喫茶に対して著作権者の法的権利を及ぼすためには、現状では例外的に認められていない書籍・雑誌への著作者の貸与権を認めざるを得ません。すなわち附則第4条の2（4 - 2を参照）の廃止を含めた法改正が必要になると考えられます。そしてそのためには、この例外規定が定められた際に問題となった3つの根拠（4 - 3を参照）についてももう一度見直す必要があります。では改めてその3つの根拠について考えてみることにします。

まず、歴史的に貸し本業が存在してきたことについてです。これに関しては事実ですが、当時の貸し本業が現在に至るまで継続して在るとは言い難いです。高度成長期以降、子供は漫画を個人で購入できるようになり、貸し本業界も衰退していきました。現在TSUTAYA（古書や中古ゲームソフト等を売買する大手企業）等がレンタルコミック店を全国に展開しています。しかし、CDレンタル店とコミックレンタル店の規模を比較した場合、後者の方は現在まだまだ未発達の状況です。一方、漫画喫茶はここ数年の間に現れた新しいスタイルの営業形態です。それまで床屋や飲食店に少数の新聞紙や雑誌が置かれていて顧客が自由に読めるというケースはありました。しかし当日発売の新刊を含めた数万冊の漫画や雑誌を店内に揃えて、時間料金制で顧客に利用させるという営業形態は、著作者への利益還元が全く無い状態で果たして社会的に十分に受け入れられていると言えるのでしょうか。

2つめは、貸し本業によって権利者の経済的利益が損なわれている状況にないということについてです。このことは、法改正を実現させる上で最も重要な点であると言えます。漫画喫茶の登場によって新刊書店の営業が深刻な影響を受けているかどうかは、一度詳細な調査データを取って検証する必要があります。（これについては次の5章で行うことにします。）

3つめは、貸与権が適用されたとしても集中管理体制が整っておらず、行使は事実上困難であるということについてです。これに関してはただ単純に、書籍の場合にもレンタルレコード問題のケースと同じような集中管理体制を作ればいいだけのことで

このように考えていくと必ずしも附則第4条の2の廃止を含めた法改正は不可能ではないように思えてきます。しかしこの問題を考える上で、とても重要なことがもうひとつあります。次の4 - 5ではその重要なことについて説明します。

4 - 5 レコードレンタル業と漫画喫茶の違い

ここではレコードレンタル業と漫画喫茶の相違点について説明します。

レコードレンタルの場合は、借りたレコードを自分でダビングすることにより、その後何度もコピーされたレコードの内容を聴くことができます。そのため新品を別途に購入する必要性は低くなり、レコードの売上が減少してしまうことは容易に想像することができます。一方漫画喫茶の場合は、基本的に店内での閲覧のみが想定されており、複製は生じません。利用者がそれ以外の場所で読もうと思えば、書店で現物を

手に入れなくてはなりません。漫画喫茶に著作権を認めさせようとする上で、両者のこの差はとても重要な問題となってきます。

もし漫画喫茶で一回漫画を読んでしまえばそれで顧客に満足を与え、同一人が繰り返し同じ本を購読することは少ないと考えるのであれば、レコードレンタル業相当の影響があるとみることができるかも知れません。逆に漫画喫茶の利用者が新刊書店の読者に繋がるという、いわば宣伝の効果も期待されるので、レコードレンタル業ほどの脅威はないという見方もできます。漫画喫茶と貸与権の問題は、現在何人かの法律家や利害関係者たちによって議論されていますが、この問題に対する明確な結論はまだ出されていません。

4 - 6 漫画喫茶に貸与権以外の著作権が適用される可能性

ここでは漫画喫茶に貸与権以外の著作権が適用される可能性について説明します。

4 - 4 ではコミックに貸与権を認めさせることは決して不可能ではないということについて説明しました。しかし実際に漫画喫茶に貸与権を適用させるためには様々な弊害があり、中でも4 - 5 で述べたレコードレンタル業と漫画喫茶の相違点は大きな問題になってきます。つまり現状では漫画喫茶に貸与権を適用させることは非常に困難であるといえます。

そもそも漫画喫茶に適用させる著作権として貸与権を採用することは本当に正しいと言えるのでしょうか。確かに現在の著作権法の中で漫画喫茶に適用させられるような権利は貸与権しか存在しません。このことは4 - 4 の冒頭でも説明しました。しかし漫画喫茶の営業形態は最近になって進出してきた全く新しいスタイルで、現在の著作権法がその新しいスタイルに対応しきれていないのが、根本的に問題となっているのではないかと考えてなりません。よって漫画喫茶に著作権を適用させるためには、貸与権についてだけ検討してみるのではなく、貸与権とは異なる全く新しい権利を創設することも併せて考慮する必要があると考えられます。

漫画喫茶は顧客が有料で店内にある漫画を、ある一定の時間内で自由に閲覧できるシステムで営業を行っており、売買や複製が生じることはありません。また外部への持ち出しは禁止しているので、貸し本業のように自宅に持ち帰って読むということもできません。つまり厳密に考えると、漫画喫茶で行われている行為は閲覧のみということになります。閲覧については著作権法の条文では触れていません。これには理由があります。今まで公共図書館やレストラン、その他全ての施設に置いてある書籍や雑誌の閲覧はあくまで非営利のもとで行われてきました。よって著作権法（著

作者の権利を社会的・経済的に保護するための法律)を創設する際に閲覧の行為を規制する必要性が無かったからです。

しかし漫画喫茶はこの閲覧という行為を、明らかに営利目的で利用しています。これは今までに無い状況です。貸与権が創設された際のきっかけはレコードレンタル業の急速な普及によるものだったことは4 - 3で説明しました。これと同様に、漫画喫茶が今後急速に発展していけば(既にそういった状況になっているのかもしれませんが)、著作権法の中に新たに閲覧の規制に関する条文を盛り込ませることは十分可能ではないかと考えられます。

漫画喫茶に貸与権を適用させることは、事実上かなり困難であるということが既に判明しています。よって、今後考える会は漫画喫茶に対して貸与権を適用させることを検討していくよりは、新たに閲覧の規制に関する権利を創設することを検討していく方が、より効果的に法整備を進めていくことができるのではないかと思います。幸い、著作権法は近年頻繁に改正されてきている(表1参照)ので、法改正の可能性は高いと考えられます。

表1：著作権法改正の変遷(出典 半田正夫著「著作物の利用形態と権利保護」(出版元：一粒社)2001年出版)

昭和45年	著作権法成立
昭和53年	海賊版レコードの防止
昭和59年	レコードレンタル業への対応
昭和60年	プログラムの著作物への保護
昭和63年	頒布の目的での海賊版所持を規制
平成4年	デジタル方式の録音・録画への対応
平成6年	万国著作権条約の実施に伴う改正
平成9年	インターネット時代への対応、「公衆送信権」の新設
平成11年	コピーガード回避装置の規制、譲渡権の新設、上映権の対象拡大、録音物の再生演奏についての経過措置の廃止

4 - 7 まとめ

ここでは4章のまとめを記述します。

ここまでの私の見解をまとめると、以下のようになります。

著作権法第26条の3規定により、著作者は著作物とその複製物を貸与する権利を専有する。しかし、同法附則第4条の2の規定により、コミックを含む書籍および雑誌には貸与権が当分の間適用されない。これには主に6-3で挙げた3つの理由が原因と考えられ、いずれも貸し本業への配慮を意識していると考えられる。貸与権が創設された昭和59年当時と比べると、現在は状況がかなり異なってきているので、漫画喫茶に貸与権を認めさせることは必ずしも不可能ではない。しかし実際に漫画喫茶に貸与権を認めさせるには様々な弊害(集中管理体制の問題、歴史的・社会的背景の問題など)が存在する。中でも、レコードレンタル業と漫画喫茶の営業形態の違いは大きな論点となる。そこで漫画喫茶に貸与権以外の著作権法の規定を適用させることはできないか考えたところ、閲覧の規制を盛り込んだ新たな権利を創設する案を思いついた。そして、漫画喫茶に貸与権を適用させることと、閲覧の規制を盛り込んだ新たな権利を創設することとを比較した場合、後者の方が実現性が高いと判断した。(4-6参照)よって、今後考える会は漫画喫茶に対して、閲覧の規制を盛り込んだ新たな権利を適用させることを目標に活動していくべきだと結論付けることにする。

5章 数理的側面からのアプローチ

この章ではまず始めに、近年のコミックの発行部数や売上部数等をグラフ、又はデータに表していくことにします。そして導出された結果を考察することによって、本当に考える会が主張している通り新古書店・漫画喫茶の繁栄はコミック業界に多大な経済的損失を齎しているのかどうかを確かめることにします。

5-1 コミックに関するデータ

ここではコミックに関するデータを取り上げ、解説していきます。

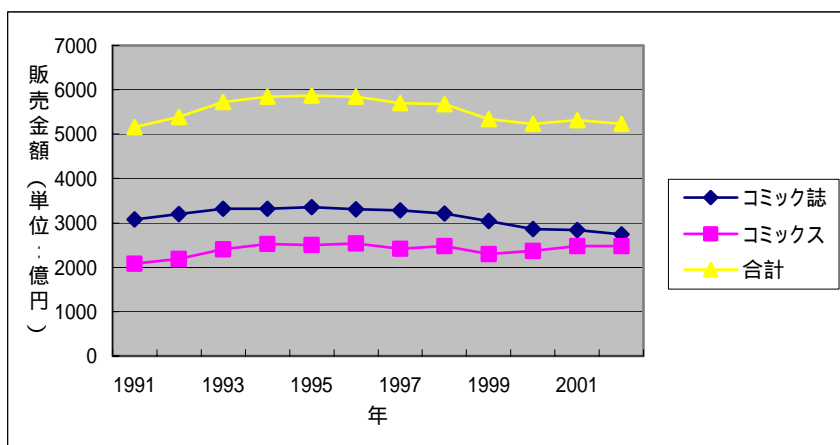


図1：コミックス・コミック誌の販売金額推移（出典：「出版指標年報 2002年度版」(出版元：日本出版科学研究所) 2003年出版)

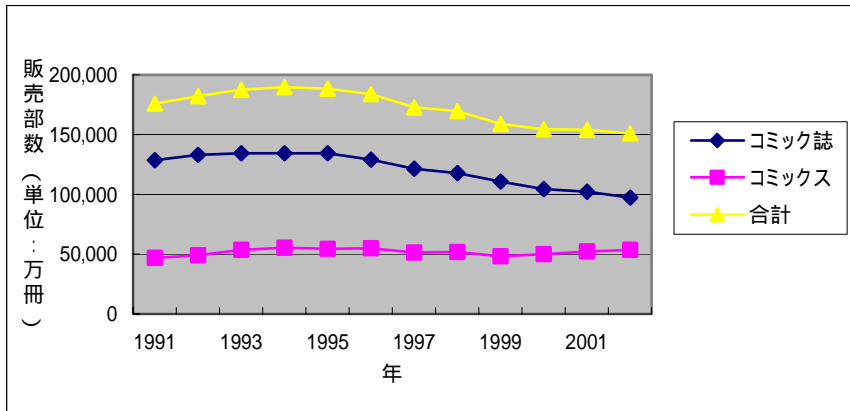


図2：コミックス・コミック誌の販売部数推移（出典：「出版指標年報 2002年度版」(出版元：日本出版科学研究所) 2003年出版)

上記の図1・図2はそれぞれ、ここ数年のコミックス・コミック誌^{注3}の販売金額と販売部数の推移を表したものです。この2つのグラフを見ると、コミックス・コミック誌全体の販売金額・販売部数の値は年々減少傾向にあるものの、コミックスに関してだけいえば、さほど減少の傾向が見られないことが分かりました。むしろ増加している年さえあります。ちなみにこの2つのグラフは、少年・少女・青年、その他全てのジャンルを含めたものになっています。これらのグラフを作成した日本出版科学研究所(国内唯一の出版物調査機関)の人から詳しい話を伺ったところ、図1・図2の傾向は現在全てのジャンル(少年・少女・青年・その他)において当てはまるということです。ただコミック誌に関してはもう少し詳細なデータが得られたので紹介することにします。

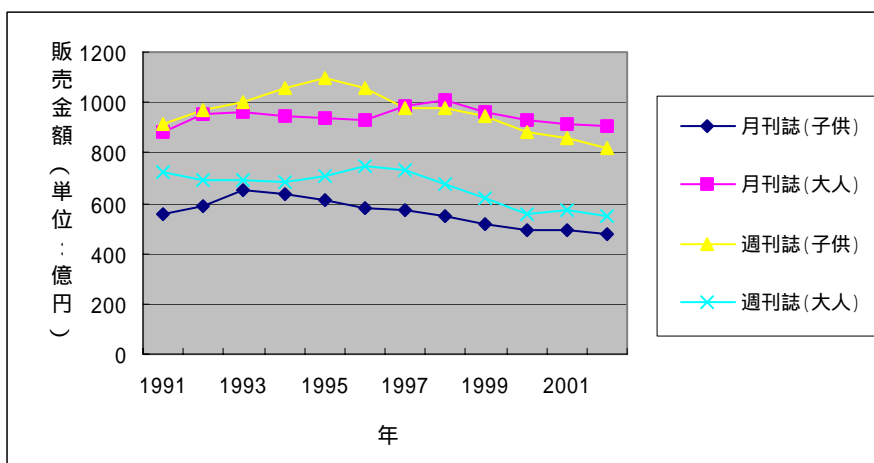


図3：コミック誌の販売金額推移（出典：「出版指標年報 2002年度版」(出版元：日本出版科学研究所) 2003年出版)

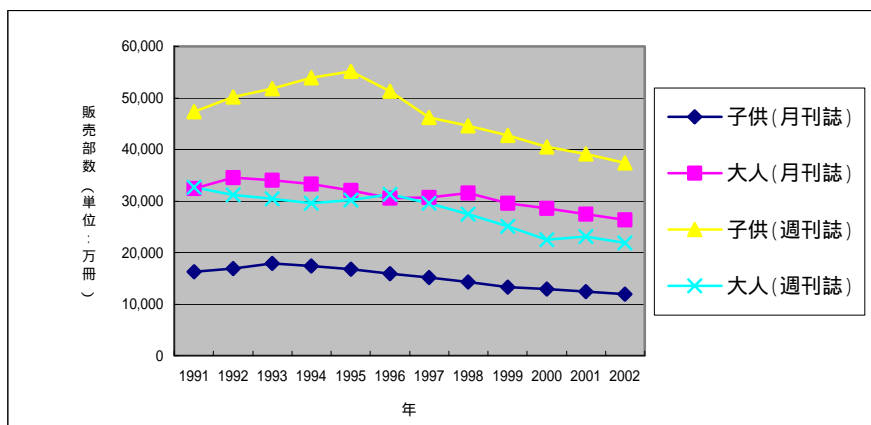


図4：コミック誌の販売部数推移（出典：「出版指標年報 2002年度版」
（出版元：日本出版科学研究所）2003年出版）

表2：月刊誌少年・少女コミック誌発行データ（出典：「出版指標年報 2002年度版」
（出版元：日本出版科学研究所）2003年出版）

年	少年向け			
	点数	前年比	発行部数	前年比
1998	14		6,652	
1999	16	114.3	5,704	85.7
2000	17	106.3	5,328	93.4
2001	16	94.1	5,109	95.9
2002	17	106.3	5,002	97.9
年	少女向け			
	点数	前年比	発行部数	前年比
1998	45		12.133	
1999	45	100	11.713	96.5
2000	45	100	11.689	99.8
2001	41	91.1	11.497	98.4
2002	43	104.9	11.033	96
年	合計			
	発行部数	前年比		
1998	18.785			
1999	17.417	92.7		
2000	17.017	97.7		
2001	16.606	97.6		

2002	16.035	96.6
------	--------	------

図3, 4や表2を見て分かるように、コミック誌に関してはどのジャンルにおいても売上や発行部数は著しい減少傾向にあります。続いてここ数年のコミックとコミック誌のコミック市場における販売金額や販売部数の構成比率を紹介することにします。

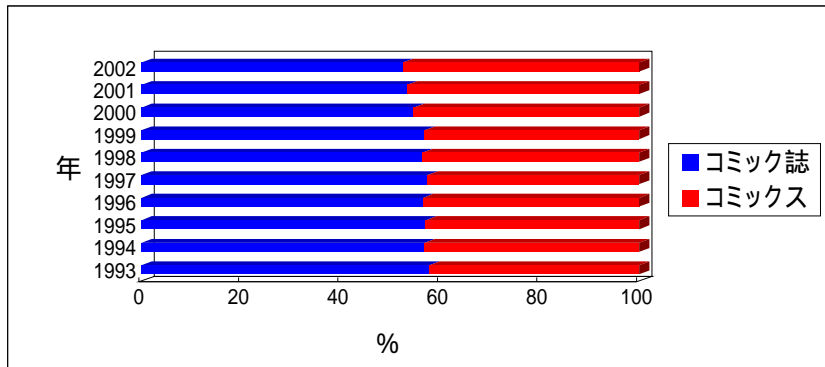


図5：コミック市場におけるコミック誌、コミックスの販売金額の構成比率
 (出典：「出版指標年報 2002年度版」(出版元：日本出版科学研究所)
 2003年出版)

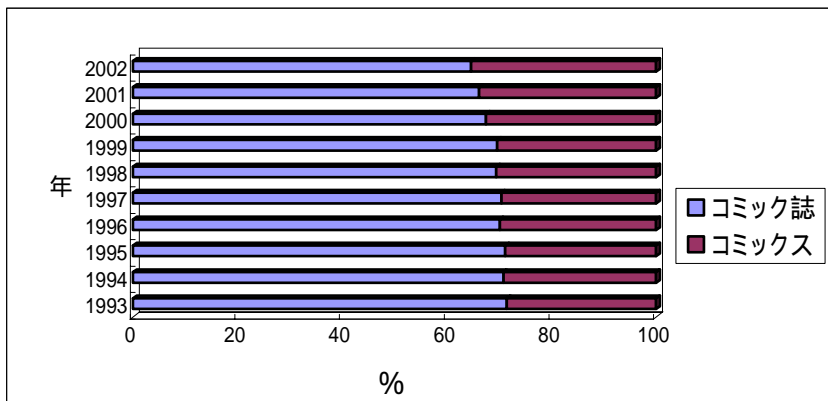


図6：コミック市場におけるコミック誌、コミックスの販売部数の構成比率
 (出典：「出版指標年報 2002年度版」(出版元：日本出版科学研究所)
 2003年出版)

図5・図6を見ると、コミック市場の中で占めるコミック誌の販売金額と販売部数の割合は年々減少していることがよく分かります。コミックの販売金額・販売部数は年々横ばいの状態なのですが、コミック誌の場合は著しい減少傾向にあるので、構成比率を算出すると、図5と図6のような結果になってしまいます。

では最後にここ数年のコミックとコミック誌の新刊点数のデータを紹介します。ここ

でいう新刊点数とは、1年の間で新たに発売されたコミックとコミック誌の数を言います。例えば週刊少年ジャンプなら、これは毎週発売されるので1年間では約45,6冊のジャンプが新刊として発売されることになります。

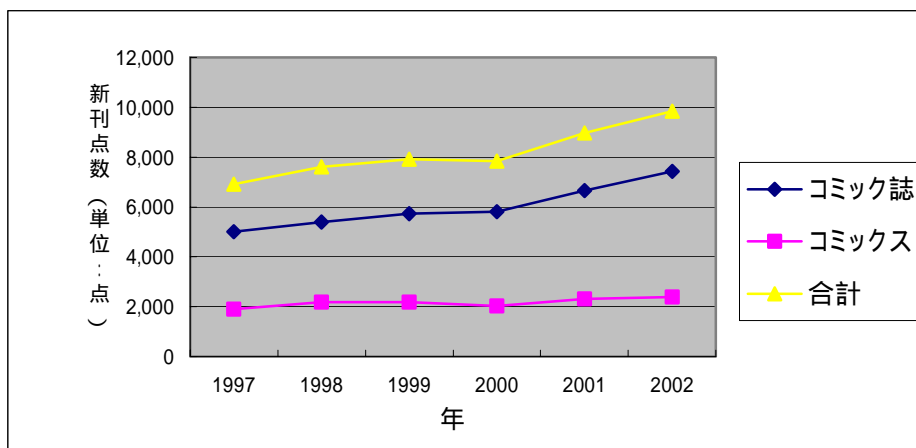


図7：コミックス・コミック誌の新刊点数の推移（出典：「出版指標年報 2002年度版」（出版元：日本出版科学研究所）2003年出版）

図7を見ると、コミック誌の新刊点数が2000年から2002年にかけて大幅に増加していることが分かります。これは廉価版コミックス（既存のコミックスが安い値段で新たにリニューアルされて発売されたコミックス。分類は雑誌扱いとする。）が2000年から2002年の間に大量に発売されたことによって生じた現象です。

コミック誌の売上が著しい減少傾向にあることはこれまでに説明してきました。新刊点数を多く出しているにも関わらず、売上が減少しているということは利益率の大幅な低下を意味します。すなわち、現在の出版業界におけるコミック誌の収益は、想像以上に憂慮すべき事態に陥っているということが、このことから窺い知ることができます。

5 - 2 考察

ここでは5 - 1で観察された内容に対し考察を行っていきます。

5 - 1で表された結果からは主に以下の2つの事柄が重要事項として挙げられます。

コミックに関しては現在売上が減少しているという傾向は見られない。むしろ増加している年さえ存在する。

コミック誌に関しては売上の落ち込みが著しい。

コミックスの売上は減少していないという事実を踏まえると、今回問題の焦点と考えられるのはコミック誌のみということになります。では最初にコミック誌の売上減少によるコミック作家への影響について考えてみることにします。影響の1つには利益の低下が考えられます。そしてそれに伴い、作家の仕事に対する意欲の低下も予想されます。また、コミック誌には様々な作品が掲載されており広告の効果も含まれているので、コミック誌が売れなくなってしまうと作品の知名度が下がってしまいます。そのことが今後コミックスの売上低下に結びついてこないとも限りません。よって、コミック誌の売上減少はコミック作家にとって大変由々しき問題であるということが言えます。

続いてコミック誌が売上減少の事態に陥ってしまった原因について考えてみることにします。考える会は新古書店や漫画喫茶の繁栄がコミック業界を経済的に脅かしているのだと主張しています。しかし、最近私の周りからは面白い漫画が少なくなったという意見を幾度か聞くようになりましたし、また昨今の経済不況などの事実も踏まえると、必ずしも新古書店・漫画喫茶の繁栄だけがコミック誌の売上減少の原因だとは考え難いです。コミック誌の売上減少の原因を究明することは、考える会の主張の正当性を検証する上で、極めて重要な事柄です。なぜなら、コミック誌の売上減少の原因が新古書店・漫画喫茶ではないと判明した時点で、考える会の主張は根底から覆ってしまうことになるからです。しかし何が原因でコミック誌が売れなくなったのかを解明するには、もはやデータやグラフを用いた数理的アプローチだけでは不可能だと考えられます。そこで次の6章では、コミック誌の売上減少の原因究明を、定性的な側面からアプローチを試みることによって行うことにします。

6章 定性的な側面からのアプローチ

この章では定性的な側面からアプローチを試みることによって、コミック誌の売上減少の原因究明を行います。

6 - 1 K J法

ここではK J法について説明します。

今回コミック誌の売上減少の原因究明を行うに当たって、私はK J法という手法を用いることにします。K J法とは川喜多次郎氏が考案したもので、定義は以下のようになっています。

< 定義 >

- ・ 定性的情報をボトムアップ的にまとめる方法
- ・ あるテーマに関する思いや事実を単位化し、グループ化と抽象化(表札作り)を繰

り返して統合していく。そして最終的には構造化して状況をはっきりさせ、解決策を見つけ出す方法

続いてK J法の作業工程について説明します。

< K J法の作業工程 >

テーマ設定：自分の解決したい、またはまとめたいテーマを定める。

単位化：テーマをめぐる事実や思いを、複数の人間が1つの文の形で出していく。

グループ編成：似ている項目をまとめてグループ化し、それぞれのグループに、そのグループ内の項目がなぜ集まったのかを要約した表札をつける。この作業は大抵、グループが5つか6つぐらいになるまで繰り返すものとする。

構造化：グループ同士の関係を考えて配置し、関係記号などを添付して図解を完成させる。そして完成された図解を元に、考察を行う。

次の6 - 2からは実際にこのK J法の作業工程に沿って、コミック誌が売れなくなった原因の究明を行っていくことにします。

6 - 2 コミック誌売上不振の原因究明 (K J法を用いたケース)

ここではコミック誌の売上が減少している原因を、K J法の作業工程に沿って明らかにしていきます。

まず最初にテーマ設定を行います。テーマは「なぜコミック誌は売れなくなったのか」にすることにします。続いて単位化を行います。この単位化を行うに当たって今回は、大学や地元の友人を含めた50人の人たちに、1人あたり2つの意見を紙に書いてもらい、丁度100個の意見を集めることができました。(各意見の内容は付録2を参照してください。)この集めた100個の意見を今度はグループ化していき、1つ1つのグループに表札を付けて行きます。

面白い漫画があまりない、またはない(18)

値段が高い(6)

立ち読みで済みます(16)

文字が多くて読んで疲れる(1)

友人同士間での貸し借り(3)

少子化の影響(1)

置き場所や処分、持ち運びに困る(14)

残酷な描写による子供への影響(1)

1回しか読まない(6)	コミック誌の質(大きさ、紙質)が悪い(9)
駅の再生紙ボックスの増加(1)	コミック誌の代わりに他のものを買う(1)
1つの雑誌に読みたい漫画が少ない(15)	コミック誌の代わりに単行本を買う(7)
図書館でコミック誌が読める(2)	

図8：グループ化1段階【()の数字は意見の数を表す】

グループ化の1段階(図8参照)の状態ではまだグループの数が多すぎるので、さらにグループ化を行うことにします。

<p>買わなくても読める(29)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち読みですます(17) ・友人同士間での貸し借り(3) ・図書館でコミック誌が読める(2) ・コミック誌を買わなくても単行本で読める(7) 	<p>コミック誌本体に問題あり(29)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・値段が高い(6) ・コミック誌の質(大きさ、紙質)が悪い(9) ・形が大きいのので置き場所や処分持ち運びに困る(14)
<p>購入価値が低い(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回しか読まない(4) 	<p>作品の質が悪い(33)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面白い漫画あまりない、またはない(18) ・1つの雑誌に読みたい漫画が少ない(15)
<p>少数意見(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅の再生紙ボックスの増加(1) ・文字が多くて読んでて疲れる(1) ・コミック誌の代わりに他のものを買う(1) ・少子化の影響(1) ・残酷な描写による子供への影響(1) 	

図9：グループ化2段階

グループ化を2段階に分けて行った結果、グループの数を5個にまで絞り込むことができました。最後に構造化を行い、その後導出された結果を考察していきます。

テーマ：なぜコミック誌は売れなくなったのか

3大原因（全体の約90%を占める）

原因1：買わなくても読める（29）

- ・立ち読みですます（17）
- ・図書館でコミック誌が読める（2）
- ・友人同士間での貸し借り（3）
- ・単行本で読める（7）

原因2：作品の質が悪い（33）

- ・面白い漫画があまりない、またはない（18）
- ・1つの雑誌に読みたい漫画が少ない（15）

原因3：コミック誌本体に問題あり（29）

- ・形が大きいので置き場所や処分、持ち運びに困る（14）
- ・値段が高い（6）
- ・コミック誌の質（大きさ、紙質）が悪い（9）

原因4：少数意見（5）

- ・残酷な描写による子供への影響（1）
- ・駅の再生紙ボックスの増加（1）
- ・コミック誌の代わりに他のものを買う（1）
- ・少子化の影響（1）
- ・文字が多くて読んで疲れる（1）

原因5：購入価値が低い（4）

- ・1回しか読まない（4）

図10：構造化の結果

構造化を行った結果（図10参照）、コミック誌売上不振の原因は大きく分けて3つ（図10の原因1, 2, 3を参照）に分配することができました。しかし原因1と原因3を構成する元となった各項目に着目してみると、どれも昔（コミック誌の売上がまだ落ち込んでいる状況にはなかった頃）から存在しているような事実や事柄ばかりが挙げられていることが分かります。例えば、立ち読みは以前から行われていましたし、コミック誌の紙質や大きさは昔も今も変化していません。このように考えていくと、コミック誌が現在売上不振に陥っている原因の中に、原因1や原因3を挙げることは今ひとつ信憑性に欠けると言わざるを得ません。また、原因4と原因5は意見の数が少なすぎてデータの信頼性が非常に低いため、これらもコミック誌売上不振の原因として挙げるにはかなり信憑性に欠けます。従って、今回問題の本質として主に考えられるのは、原因2のみということになります。

ちなみに今回集めた100個の意見の中に、「コミック誌の売上不振の原因は新古書店や漫画喫茶にある」といった内容が書かれているものは1つもありませんでした。この100個という数は決して多い数字とは言えないかもしれませんが、それでもこの中に

1つもコミック誌の売上不振と新古書店・漫画喫茶の関連性を取り上げた意見がなかったという事実は、明らかにコミック誌の売上不振の原因と新古書店・漫画喫茶の繁栄は無関係であるという結果を指し示しています。

6 - 3 結論

5章・6章で導出された結果を元に、私は考える会の「新古書店や漫画喫茶の繁栄は漫画業界を経済的に脅かしている」という主張に対して、以下のように結論付けることにします。

結論：コミック誌が現在売上不振に陥っているのは、作品の質に問題があるのが根本的な原因となっており、新古書店や漫画喫茶の繁栄とは今のところ関連性は見当たらない。(6 - 2 参照) またコミックス(単行本)に関しては現在売上が減少している傾向は全くない。(5 - 1 参照) 以上のことから、考える会の「新古書店や漫画喫茶が、このような大規模ビジネスとして展開していくと、(作家に利益が還元されない状況が続き、)漫画文化を支える仕組みが壊され、作家の創作にかけた努力と成果がないがしろにされる」という主張は誤りであるといえる。

7章 考える会と新古書店・漫画喫茶の今後の在りかた

この章では考える会と新古書店・漫画喫茶が今後どう在るべきかについて説明します。

法律面に関して言えば、現在の著作権法の規定が漫画喫茶という新しい営業スタイルに対応しきれていないため、不備な点が生じてしまっているという事実がどうしても否認できないように思えます。よって考える会は著作権法を改正するための努力は今後も続けていくべきだと考えます。(具体的にどのように法改正を進めていくべきかについては、4章で説明しました。)但し、新古書店や漫画喫茶はコミック業界を経済的に脅かしてはいないという事実が既に5章・6章で判明しています。よって考える会は新古書店や漫画喫茶に営業抑制を働きかけることはもうやめるべきです。そして今後は、コミック作家1人1人が、作品の質の向上についてもっと意識を高めていくことができるよう働きかけていくことが考える会、強いてはコミック業界全体が取り組むべき課題であり、漫画文化を発展させるための最有力手段だと考えます。

また新古書店や漫画喫茶の経営者達は、自分達はコミック業界を脅かす存在にはなっていないからといって、この先己の利益追求のみに邁進していくと、いつか足元をすくわれることになると思います。なぜなら、新古書店も漫画喫茶も取り扱う主な商品はコミックであり、そのコミックが今後衰退していけば、必然的に新古書店・漫画喫茶はコミック作家たちと共

倒れになってしまうからです。よって今後新古書店・漫画喫茶は、コミック作家たちとの「共存共栄」も視野に入れた上で、活動や発展を押し進めていくべきだと考えます。

<謝辞>

本論文を完成させるにあたって、指導教員である根本俊男助教授には大変お世話になりました。また4章の執筆の際には、法律が専門分野ではない私にとって、山本顕一郎講師のアドバイスはとても参考になりました。そして何より、今まで叱咤激励を幾度となく繰り返してもらった同期の人たちや、卒論発表の準備を滞りなく進めて頂いた郭さんには、感謝の念が絶えません。皆さん、本当にどうも有り難うございました。

<参考文献>

『出版指標年報 2002年度版』(出版元：日本出版科学研究所) 2003年出版

半田正夫著『著作物の利用形態と権利保護』(出版元：一粒社) 2001年出版

『小六法 2002年度版』(出版元：三省堂) 2002年出版

作花文雄著『詳解 著作権法』(出版元：ぎょうせい社出版) 1999年出版

『特集：漫画喫茶と著作権を考える』Web <http://www5b.biglobe.ne.jp/~kouji/mkissa1.htm>

『KJ法とは?』Web <http://www.sam.hi-ho.ne.jp/mediacraft/DB/KJ-Method.html>

注1：新古書店と普通の古本屋は、基本的に定義は同じです。ただ本をできるだけ新品同様にさせるための修正加工を施したか否かによって、区分されているだけです。

注2：ビデオの貸し借りの場合は頒布権という著作権法の中の権利が貸与権とは別に認められており、貸与権で扱う著作物の区分にはビデオは含まれません。ちなみに頒布権とは、著作者が有償であるか又は無償であるかを問わず、映画の複製物(ビデオやDVD)を公衆に譲渡したり、貸与したりすることができる権利です。

注3：一般的にコミックの種類はコミックス、いわば単行本(書籍扱い)とコミック誌(雑誌扱い)の2つに分類されます。

「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」

新古書店 = 従来の古書店とは違って、限りなく新刊に近い古書を廉価で売る大規模新型古書店 = におけるコミックスの売買は、作家の努力を無視し、日本漫画文化を衰退させるものです。

戦後、手塚治虫氏より出発した日本の漫画文化は、読者の皆様の熱い支持と賛同を得て、世界に誇れる日本の文化のひとつに数え上げられるまでに発展いたしました。
その漫画界が、いま、大きな危機を迎えています。それは"新古書店"の台頭です。

21世紀のコミック作家の著作権を考える会 会員リスト

従来の新刊書店でコミックスが購入された場合、コミックスの代金は、作者である漫画家に印税として還元される流れとなっています。コミックスの印税で、作家は、生活し、創作活動を維持し、新たな作品を生み出します。

青山広美	あだち充
赤名修	阿部秀司
赤松健	安部謙二
秋恭摩	綾坂みつね
あきやまひでき	綾峰欄人
浅田次郎	あらいきよこ
あさりよしとお	新井英樹
あしべゆうほ	有吉京子
東和広	安寿モヨコ

従来の新刊書店でコミックスが購入された場合、コミックスの代金は、作者である漫画家に印税として還元される流れとなっています。コミックスの印税で、作家は、生活し、創作活動を維持し、新たな作品を生み出します。

池上遼一	井上雅彦
池沢理美	猪瀬直樹
石川けんじ	いわしげ孝
石川優吾	岩谷テンホー
出海まこと	上田美和
板垣恵介	うえやまとち
一丸	魚戸おさむ
伊月慶悟	江川達也
一色まこと	大島司

ところが、新古書店でコミックスが購入された場合、この読者←→作家という漫画作品を産み出す仕組みからは、まったくはずれてしまい、お客と新古書店の間でのみの閉じられた関係となってしまいます。私たち漫画家には一切印税は支払われていません。

岡田鯛	風間やんわり
岡本鉄二	梶原崇
小川彌生	片山まさゆき
沖野ヨーコ	神見龍
荻丸雅子	かみやたかひろ
尾崎七千夏	軽部潤子
尾野あきら	川 三番地
小野佳苗	河合単
風間宏子	かわぐちかいじ

さらに、現在、漫画文化を脅かしているのは「新古書店」だけではありません。最近あちこちで見られる「漫画喫茶」も、読者←→作家の循環の外にあって、新刊書の売れ行きに影響を与えています。音楽CDやビデオの場合は、貸し借りする際などに、著作権法等の規定により、創作した人らの利益を擁護する措置がとられることになっています。ところが、現在の著作権法では、コミックスにはこの措置が認められていないのです。

川口憲吾	こしばてつや
川口まどか	東風孝広
河身正	こばやしひよこ
川中貴裕	小林まこと
関崎俊三	小道具子
きうちかずひろ	小山ゆう
木内一雅	こやまゆかり
本多康昭	近藤ようこ
北崎拓	さいとう・たかを
北園昌利	さいふうめい
北見けんいち	柴門ふみ
北道正幸	佐伯かよの
桧垣公平	三枝義浩
国友やすゆき	酒井美羽
久保田干太郎	坂田信弘
倉田よしみ	佐木飛朗斗
桑原真也	ぎとつふみや
小花一夫	

私たちは近年のこのようなコミックスをとりまく状況を憂えて、2000年4月に「幻世紀のコミック作家の著作権を考える会」を設立いたしました。現在、左記の漫画家・漫画原作者・漫画プロダクションのメンバーが賛同して会員となっています。

沙村広明	高崎隆
篠月紀子	高階良子
篠原とおる	高瀬由香
柴田ヨクサル	高田りえ
庄司陽子	高橋ツトム
白土三平	高橋ヒロシ
すぎむらしんいち	高橋留美子
鈴木由美子	滝平和根
せがわまさき	武田鉄矢
園村昌弘	田島隆
平良隆久	橘はな江
高井研一郎	立川志加吾

私たちは、新古書店や漫画喫茶が、読者の方々にとってある意味で便利な存在になっていることは理解しています。

しかし、新古書店や漫画喫茶が、このような大規模ビジネスとして展開していくと、漫画文化を支える仕組みが壊され、作家の創作にかけた努力と成果がないがしろにされると言わざるを得ないのです。

田中宏	ながやす巧
田中誠	中山星香
地下沢中也	七三太郎
ちばてつや	西村ミツル
土田世紀	西森博之
都築和彦	式瓶勉
つのだじろう	能田達規
寺沢大介	野間美由紀
遠崎史朗	のむらしんぼ
ときた洸一	橋本修二
長尾謙一郎	はしもとみつお
長尾ともひさ	長谷川裕一
永松潔	花村えい子

作家および漫画文化を育てる土壌への還元がまったくない現在の事態がこのまま進行すれば、漫画文化の荒廃・衰退を招くことは必至です。これは私たちの作家活動の危機であると同時に、漫画を愛してくださる読者の皆様にとっての不幸でもあります。

私たちは、この状況に対し、抗議の声を上げざるを得ません。

馬場康夫	日渡早紀
馬場康誌	和木仲行
早坂静	藤臣養子
林静一	藤子不二雄
林律雄	草垣芳芳
はやせ淳	文月晃
原秀則	古沢優
ひうらさとる	古谷三敏
引野真二	武論尊
平井りゅうじ	堀内夏子
平松伸二	細野不二彦
蛭田達也	堀口純男
弘兼憲史	ほるまりん

新古書店でコミックスをお売りになる前に、
また新古書店でコミックスをご購入なさる
前に、そして漫画喫茶でコミックスを
お読みになる前に、改めて私たちの主張を
お考えいただければ幸いです。

2001年5月

前田たけし	みずの圭
真刈信二	三田紀房
真樹日佐夫	みづき水脈
槇村さとり	御童カズヒコ
真柴ひろみ	村田ひろゆき
真島ヒロ	村野守美
榊崎美乃	望月奉太郎
松田充且	望月玲子
栓木英甘	木島幸久
松本零士	ももち麗子
真船一雄	森累子
摩夜峰央	もりたゆうこ
万里村奈加	守村大
美内すずえ	矢口高雄
榊水木プロダクシ ョン	八坂考調

「21世紀のコミック作家の著作権を考える
会」の要請を受け、漫画作家の方々の考え方を
理解したうえで、このアピール文を掲載するこ
とにいたしました。（編集部）

安井雄一	山本航輝
安永圭	山本康人
山岸涼子	吉開寛二
山口貴由	吉田聡
山崎さやか	吉田まゆみ
やまさき十三	理花
やまさき拓味	六田登
山中あきら	若桑一人
山本貴嗣	わたなべまさこ
山本おさむ	

*同合せ及び作家の方の新規入会申し込みは、
「21世紀のコミック作劇の著作権を考える会」
事務局まで
TEL：03・3546.0378・FAX：03・3546・0280
(山崎司平法律事務所)

□このリストは、2001年4月
11日までに、「アピール文」
をこの形で掲載することに
同意した会員の名前です。山
崎司平「21世紀のコミック
作家の著作権を考える会」事
務局顧問弁護士(第二東京弁
護士会所属)

< 付録2 > KJ法のデータ(集めたデータの一部を抜粋)

- ・ 最近では面白い漫画があまり無いと思う。
- ・ 値段が高い。
- ・ コミックスで買うから。
- ・ ワンピース、バガボンド等の人気のある漫画が1つの雑誌に1つくらいしかないから。
- ・ 1つの漫画のために雑誌を買うくらいなら、目当ての漫画のコミックだけを買う人が多いのでは？
- ・ コミック誌は手が黒くなる。
- ・ 本が大きい。
- ・ 漫画雑誌は手が汚れる。
- ・ あんまりおもしろくない漫画雑誌は立ち読みで十分。
- ・ コンビニや書店など立ち読みが可能なSHOPが増えたから。
- ・ 1つの雑誌に読みたい漫画が少ないから。
- ・ 漫画雑誌を買いつづけると置き場所に困るから。
- ・ 単行本などの漫画を買って集めるとなると、結構邪魔になるし、荷物が多くなってしまう。
- ・ 立ち読みで十分。
- ・ 面白い漫画の数が少ないから、買うほどではない。
- ・ 駅の再生紙ボックス(ゴミ箱の資源分類)の増加。
- ・ 自分も漫画を買わない。友人などに何かしら借りられるから。
多分そういう人は沢山いると思う。
- ・ 価格が高い。
- ・ 1度しか読まない。さらに全てを読むわけではないことを考えると、高価だと感じる。
- ・ 読み終わった後の処分に困る。
- ・ 面白くないから。
- ・ 作品の品質に対する作者の意識が低いと感じる。
- ・ 置き場所に困るから。
- ・ 読みたい漫画が少ない。
- ・ コンビニや本屋での立ち読みで済ますから。
- ・ 全部読まない。(一部だけしか読まない。)
- ・ 漫画雑誌は厚くて大きいから持ち運びに困る。
- ・ コミックスで初めて読むときの新鮮さを失わないために、漫画雑誌は読まないことにしている。
- ・ 買わなくても読める。(コンビニ、漫画喫茶などで立ち読み)

-
- 漫画雑誌は立ち読みですます。
 - 買ったとしても置き場所や処分に困る。
 - 昔は買っていたが、今は買っていない。(年をとるごとに漫画への関心が低くなっていった。)
 - 最近は漫画より小説の方が面白い。
 - 面白い漫画がいろんな雑誌に分散しているから、いちいち全部買ってられない。
 - 昔と比べて面白い漫画の数が少ない。
 - 大抵読みたい漫画は1つの雑誌に2つか3つ位しかないから、買うほどではない。
 - 漫画雑誌は紙の質が悪いので、すぐ破れたり、汚くなったりしてしまう。
 - 最近はコンビニだけでなく、本屋でも立ち読みができるようになってきているから。
 - 読みたい漫画が少ないから。
 - 漫画雑誌を買うくらいなら、その代わりにジュースやタバコを買う。
 - 少子化の影響で漫画を読む子供の数が少なくなって来ているからでは？
 - どうしても読みたい漫画がある時は単行本で買うので、漫画雑誌は買わないことにしている。
 - 値段に見合う価値がない。
 - 作品がマンネリ化してきているから。
 - 読みたい漫画が少ない。
 - 作品の質の低下が見受けられる？
 - 漫画に興味がない。
 - 漫画雑誌は立ち読みができるから、買わなくてもいい。
 - 最近の漫画雑誌は種類が多すぎて、どの雑誌にどの作品が掲載されているのか良く分からないので、いちいちいろんな雑誌を読み漁るのが面倒。
 - 友達の誰かが一度買えば、それを友達同士でまわし読みできるので買う必要は無い。
 - 紙の質が悪くて読む気がしない。
 - 漫画雑誌は置き場所に困る。
 - 手が汚れるので雑誌では漫画は読まない。 コミックスで読む。
 - 買わなくても読める機会が多いから。(立ち読みや漫画喫茶など)
 - 1つの雑誌に読みたい漫画はせいぜい2つくらいなので、買うほどではない。
 - 読みたい漫画は単行本が発売されるまで待つから。
 - どの漫画もあまり変わり映えがしない。
 - 昔と違って面白い漫画の数が少なくなっていると思う。
 - 雑誌は立ち読みだけで事足りるのでは？
 - 面白い漫画とつまらない漫画の差が激しいから。
 - 1つの雑誌に面白い漫画はせいぜい2つか3つくらいしかないから。

-
- ・ 立ち読みが横行しすぎているからでは？
 - ・ 買ってはどうせ1回しか読まないの、邪魔になってしまう。
 - ・ 漫画雑誌がでかいからかさばる。
 - ・ 雑誌で読みたい漫画を読んじまうと、単行本で買ったときに楽しみが半減してしまふ。
 - ・ 最近の漫画は残酷な描写が多いものがあるの、親などが子供にあまり漫画雑誌を読ませないようにしているからでは？
 - ・ 最近の漫画は文字が多くて、読んでいて疲れる。
 - ・ 面白いと思える作品が少ないから。
 - ・ 1つの雑誌に掲載されている漫画で、本当に読みたい漫画はごく少数。
 - ・ 単行本が発売されるまで待つから。(雑誌で読んでしまふと、楽しみが減ってしまう。)
 - ・ 立ち読みができる書店やコンビニが氾濫しすぎている。
 - ・ どの漫画も似たり寄ったりだから。(斬新な作品が少ない。)
 - ・ 読みたい漫画がいろんな雑誌にバラけ過ぎ！
 - ・ 友人同士間での貸し借りで、買わなくても読むことができるから。